

米国での現地調査における聴取結果概要（未定稿）

各訪問先について聴取した結果のうち、主なものをまとめた。詳細等については、訪問先から渡された資料等の翻訳・確認を行った上で、整理する予定。

. 訪問先

司法省司法プログラム局犯罪被害者対策室（OVC）

NOVA

NY州犯罪被害者委員会（Crime Victim Board）

SAFE HORIZON

. 主な内容

支援のための連携に関する検討会関係

1．全米レベルでの連携を確保するための取組

（1）第4回全米連邦犯罪被害者シンポジウム（2005年）- OVC

犯罪被害者支援改善のための情報交換・研修を実施。司法省、国務省、国土安全保障省といった連邦機関関係者が参加。

2．研修システム

（1）全米被害者支援アカデミー（NVA A）- OVC

4大学の協力を得て1995年に設立。被害者の権利に関する基礎レベルカリキュラムの提供。現在、実務家のための基礎レベルカリキュラムを作成中。

（2）州立被害者支援アカデミー（SVA A）- OVC

5州から補助金を得て1991年に設立。各州固有の特徴やニーズを踏まえた基礎レベルの教育を提供。2010年までに全州での設立を予定。

3．支援者の水準を確保するためのシステム

（1）被害者支援制度及び団体に関する基準（SVAPP）- OVC

全米被害者支援基準協会（NVASC）が作成。被害者支援制度及び団体が満たすべき倫理基準を列記したガイドライン。

（2）研修プログラム - OVC

民間会社に委託し、支援を行う機関・団体が使用できる標準的な研修プログラムを作成。ウェブ上で公開。

（3）全米支援者資格認定制度（NACP）- NOVA

一定の要件に基づいて支援者を4つのレベルに分け、該当するレベルの証明書を支援者に交付する制度。2003年から実施。

4．情報共有システム

（1）全米自動被害者情報通知システム（VNS）- 司法省

連邦犯罪の被害者が、当該事件の詳細情報にアクセスすることが可能。

(2) 被害者情報通知システム (V I N E) - N Y 州

V N S の N Y 州版。民間会社が開発したソフトを基に運営。

(3) ケースマネジメントシステム - S A F E H O R I Z O N

各被害者の支援サービスの内容を管理・調整するシステム。

民間団体への援助に関する検討会関係

1 . 民間団体への財政援助

(1) プログラム・ガイドライン - O V C

援助を受ける団体の満たすべき全米統一の基準(同基準に反しない限りで州の裁量が認められている。)。犯罪被害者法 (V O C A) に規定。

- ・ 民間又は非営利団体であること。
- ・ 犯罪被害者に有効なサービスを提供していること。
- ・ 地域社会における犯罪被害者支援の取組を奨励すること。
- ・ 州政府が設定した受給資格又はサービス基準に従うこと。
- ・ 州の犯罪被害者と同基準のサービスを連邦犯罪被害者にも提供すること。
- ・ 犯罪被害者に関する情報の機密を保持すること。

なお、アメリカでは、団体の運営費ではなく、その実施するプログラムに対して援助が行われる。

(2) 業績及び財務報告書の提出 - C V B の場合

プログラムの目標、被害者への支援、費用の効率性に関する評価を実施。四半期ごとに業績及び財務報告書を提出する義務。補助金の用途を明示。

(3) 財源

[犯罪被害者基金 (The Crime Victims Fund)]

犯罪被害者法 (V O C A) に基づき 1984 年に設置。基金のほぼ全額が連邦犯罪に係る罰金。

[N Y 州犯罪被害者委員会補償金]

基金の 6 割が連邦政府からの補助金。残り 4 割は、州犯罪に係る罰金、特別課徴金、交通違反に係る過料、受刑者による刑務作業に係る収益など。

2 . 財政援助以外の援助

(1) 全米犯罪被害者研修技術支援センター (T T A C) - O V C

1998 年に設立。研修や技術支援活動を全国的に普及するための調整。全米及び州の支援プログラムを管理。全米被害者支援アカデミー (N V A A) や州立被害者支援アカデミー (S V A A) などへの技術支援の提供を監督。